



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 四 国 化 成 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 C. E. O.
山下 矩仁彦
(コード番号 : 4 0 9 9 東証 第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 企 画 ・ 管 理 担 当
富田 俊彦
(TEL. 0877 - 22 - 4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 89 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 9 条第 2 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 10 条の株券の種類の規定、第 11 条の実質株主及び第 14 条第 3 項の実質株主名簿に係る規定が不要になりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 株券電子化に対応するための株式取扱規則の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続きに関する事項が株式取扱規則に定められていることを明確にするため、現行定款第 13 条(株式取扱規則)に「株主権行使の手続きその他の」の文言を追加するものであります。
- (3) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 14 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日

以 上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> (条文記載省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>②</u> 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(株券の種類)</p> <p><u>第10条</u> 当社の発行する株券の種類については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
<p>(単元未満株式の買増)</p> <p><u>第12条</u> (条文記載省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p>

<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 14 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 15 条～第 46 条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 13 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</p>
---	---

以 上